

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------|
| 16 | 松本市 介護保険料賦課に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、介護保険料賦課業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松本市長

公表日

平成31年4月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-----------------------------|--|
| ①事務の名称 | 介護保険料賦課に関する事務 |
| ②事務の概要 | 本市は介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 なお、介護保険料賦課に係る事務として、主に、65歳以上の介護保険料の賦課に関する事務。 1. 住民税課税データに基づき、所得を確認し保険料計算を行う。 軽減、減免申請に基づく賦課 2. 転入者等で賦課対象年度の課税データが市に無い場合は、転入前市町村に所得、課税、扶養情報の照会を行った上で賦課する。 3. 納入通知書、納付書の発送 4. 年金からの特別徴収仮徴収決定及び通知書の発送 5. 所得未把握世帯に対する所得調査 |
| ③システムの名称 | 1 介護保険システム(賦課) 2 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) 3 市県民税システム 4 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1 宛名特定個人情報ファイル、2 介護保険情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項 別表第1の68の項及び第19条第7号別表第2第1欄93、94の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号利用法第19条第7号別表第2第1欄 93、94の項 ・番号利用法第9条第1項別表第1 68項下欄主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日)(内閣府/総務省/令第5号)50条 ・番号利用法第19条第7号別表第2第1欄93、94の項第4欄主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日)(内閣府/総務省/令第7号)第46条及び第47条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 保険課 |
| ②所属長の役職名 | 保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 健康福祉部 保険課 [〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3203] |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉部 保険課 [〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3203] |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [10万人以上30万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------------------|-----------------|-----------------|------|---|
| 平成29年7月19日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長 | [保険課長] 塚田 雅宏 | 健康福祉部保険課長 米山 順一 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長 | 健康福祉部保険課長 米山 順一 | 保険課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)が改正されたため |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | | 追加 | 事後 | |